

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（償還払い用）

フリガナ											
被保険者氏名	保険者番号					1	9	2	0	5	4
	被保険者番号										
	個人番号										
生年月日						要介護度等					
認定有効期間	～										
住所	電話番号										
住宅の所有者	本人との関係（ ）										
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 1. 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 2. 段差の解消 <input type="checkbox"/> 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 4. 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 5. 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 6. 付帯工事					業者名					
						業者連絡先					
						着工予定日		年	月	日	
						完成予定日		年	月	日	
改修予定費用	円										
居宅介護支援事業所情報	事業所名					介護支援専門員等氏名					
<p>山梨市長 様</p> <p>前のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給事前申請をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>〒</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>(被保険者本人) 氏名(自署) <small>(自署が困難な場合は、被保険者本人氏名・代筆者氏名・続柄を記入してください)</small></p>											
代理申請を行う事業所情報	事業所名称										
	事業所種別										

- 注意
- この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書、住宅改修の予定の状態が確認できるもの(写真、簡単な図面)を提出してください。
 - 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。
 - 入院若しくは入所中の場合、原則住宅改修できませんが、退院又は退所を前提とした改修は可能です。入院又は入所中に住宅改修を行う場合は、承諾書を併せて添付してください。ただし、退院等しなくなった場合、支給不可となります。
 - 認定結果が出る前に住宅改修は可能です。その場合も承諾書を併せて添付してください。ただし、認定結果が非該当の場合、支給不可となります。

【山梨市記入欄】 -----本人確認・代理権確認・番号確認

改修履歴	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 転居リセット <input type="checkbox"/> 介護度リセット	負担割合等	<input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 生活保護
限度額残額①	円	給付制限等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 未納あり
申請対象額②	円	自己負担額④	円
支給対象額③(①②どちらか小さい方)	円	支給額⑤(③-④)	円